○農林水産省告示第二千五百三十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

兵庫県森本地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次結んだ線及び標柱十八号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

兵庫県豊岡市竹野町森本

字ユリ	一一六八番四	標柱一号
字竹ハナ	六〇九番	標柱二号
字ユリ	一一六八番三	標柱三号
		標柱四号
字岩渕	六〇〇番一	標柱五号
	五九二番	標柱六号
字家ノ奥	一一六六番	標柱七号
		標柱八号
		標柱九号
		標柱十号
	一一六七番	標柱十一号
字ユリ	一一六八番二	標柱十二号
		標柱十三号
		標柱十四号
		標柱十五号
		標柱十六号
	一一六八番三	標柱十七号
		標柱十八号

○農林水産省告示第二千五百三十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

富山県柚ノ木地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号から既指定区域（昭和三十七年九月二十七日農林省告示第千二百五十一号）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

富山県富山市

八尾町窪字八屋敷	三五五番	標柱一号
八尾町天池字井波谷	六番六	標柱二号
八尾町宮ヶ島字猪口谷	四二八番	標柱三号
字中島	七番三	標柱四号
	二番二	標柱五号
字水本	六番一	標柱六号
	二番一	標柱七号
八尾町天池字坂ノ尻	三番一一	標柱八号
字神明下	七三九番	標柱九号

○農林水産省告示第二千五百三十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十四年十二月六日

農林水産大臣　郡司　彰

高知県西川地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（怒田、八畝地すべり防止区域（昭和五十七年三月二十七日建設省告示第八百五十九号）標柱十一号）から既指定区域（昭和三十三年十二月八日農林省告示第千二十三号及び昭和三十八年八月二十四日農林省告示第千九十八号）の境界に沿って標柱二号に至る線及び標柱二号から標柱十三号（怒田、八畝地すべり防止区域標柱十二号）を順次結んだ線及び標柱十三号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

高知県長岡郡大豊町

西川字カンハヲカ	一二〇一番	標柱一号
粟生字古多	二一一番一	標柱二号
字栗ノカゲ	二二〇番二	標柱三号
字指出カゲ	二五二番一	標柱四号
西川字牛ノ足	一二一七番一	標柱五号
字馬足	九六四番	標柱六号
	九六五番	標柱七号
字ミヤノ本	九九一番二	標柱八号
	九八五番三	標柱九号
字北フナクボ	一二三二番一	標柱十号
		標柱十一号
字南フナノクボ	一二五一番一	標柱十二号
立野字日浦	六三番	標柱十三号

○経済産業省告示第二百六十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月六日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
ガス保安検査株式会社	前	西部事業所　大阪府堺市堺区市之町東四丁一番五号
	後	西部事業所　兵庫県西宮市津門大箇町七番二十六号

○国土交通省告示第千三百九十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定に基づき、横浜港埠頭株式会社から港湾管理者が横浜市である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　申請者の商号及び本店の所在地

イ　商号

横浜港埠頭株式会社

ロ　本店の所在地

横浜市中区山下町二番地

二　運営計画の概要

イ　特定埠頭群において施設を提供する時間

午前零時から午後十二時まで

ロ　建設又は改良を行う特定荷さばき施設等

ガントリークレーン十九基、保安施設五式、照明施設一式、変電設備二式、コンテナヤード二式、給水施設二式、メンテナンスショップ二式、マリンハウス二棟、給油施設二式、電気施設二式、ゲートハウス一式及び管理棟一棟

ハ　特定埠頭群の運営の体制に関する事項

役員十人及び職員九十二人を置くこと。

三　縦覧の期間

平成二十四年十二月六日から同月十九日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

四　意見書の提出方法等

イ　提出方法及び提出先

(1)　郵送による場合

〒一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）

国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて

(2)　ファクシミリ装置による場合

番号　〇三―五二五三―八九三七

国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて

ロ　提出期限

縦覧期間が終了する平成二十四年十二月十九日までに必着

ハ　記載要領

(1)　意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。

(2)　意見は、日本語により記載すること。